

2 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

(1) 学校給食における食物アレルギーの大原則

食物アレルギーを有する児童生徒を含めた全ての児童生徒が、学校生活を安全、安心に過ごすためには、各学校及び各調理場の状況に応じ、食物アレルギーを有する児童生徒の視点に立って対応することが重要です。次の6点の大原則に沿って、学校における食物アレルギー対応を進めます。

学校給食における食物アレルギー対応の大原則（文部科学省）

- 1 食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。
- 2 学校給食における食物アレルギー対応は、教育委員会及び学校において組織的に行う。
- 3 児童生徒の食物アレルギーに対して、学校給食において対応を行う場合は医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- 4 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 5 学校及び調理場の施設設備、人員等に応じた対応を行い、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 6 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取り組みを支援する。

また、平成20年財団法人日本学校保健会発行「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び平成27年文部科学省発行「学校給食における食物アレルギー対応指針」を対応の基本とします。

(2) 教育委員会の役割

県教育委員会が取るべき対応

ア 食物アレルギー対応基本方針の策定

事故等防止の視点に立った食物アレルギー対応基本方針を策定します。

イ 学校における食物アレルギー対応に関する委員会の設置

医師会、消防機関等、関係者の定期的な協議の場を設け、連携体制の構築や適切な対応推進に努めます。また、各市町村教育委員会、各学校や各調理場の食物アレルギー対応状況を把握し、必要に応じて指導及び支援を個別に行うとともに、全ての事故及びヒヤリハット事例について情報を集約し、改善策とともに所管内に周知を図り、事故防止に努めます。

ウ 研修会の実施・支援

全教職員（管理職、教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、調理員、その他給食関係者など）が定期的に学ぶ機会をもつことができるよう、研修の機会を工夫します。

市町村教育委員会が取るべき対応

ア 学校における食物アレルギー対応に関する委員会の設置と基本方針の策定

ガイドラインや学校生活管理指導表の活用推進とともに、管内の学校や調理場等の施設設備や人員配置を踏まえ、具体的な対応について、医療機関との連携のもと、学校における食物アレルギー対応に関する委員会を組織し、一定の方針を示し、学校を支援することが必要です。なお、基本方針の策定に当たっては、県教育委員会の策定する方針を踏まえ推進します。

イ 医療機関（医師会）及び消防機関との連携体制

県教育委員会の支援のもと、医療機関や医師会、消防機関等との連携の主体となり連携を図ります。関係機関とガイドラインや学校生活管理指導表の運用について共通理解を図り、定期的に協議の場を設け、学校医や主治医の指導助言を受けます。また、緊急時対応充実のため、エピペン®を保持等している児童生徒の情報を、教育委員会等の単位で把握し、消防機関と連携を図ります。

ウ 研修会の実施及び研修機会の確保

教育委員会等の職員や全教職員が継続的に学ぶ機会をもつことが大事です。また、校内研修の実施を進め、研修の受講機会や時間確保について、管理者に働き掛けることも必要です。特にエピペン®の取扱い等、実践的演習を取り入れた研修が勧められます。

エ 食物アレルギー対応の充実のための環境整備及び支援

原因食物の混入防止対策の一環として、適切な調理場の施設設備（アレルギー専用調理室や専用調理コーナー、スペースの確保）及び調理機器・器具等の整備、必要な人員の配置等が求められます。また、特に共同調理場においては、対応を行う各受配校と密接に連携し、安全・安心な給食提供のために必要な措置を講じることはもちろん、栄養教諭等が各校において十分に職責を果たせるような配慮をすることも必要です。

オ すべての事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバック

各学校に対し、全ての事故及びヒヤリハット事例について、その詳細と改善策の報告を求めます。集約した情報は学校へフィードバックし、所管内で共有することで、事故防止の徹底に努めます。さらに、事故及び重大なヒヤリハットの事例は、県教育委員会に報告し、これら情報の共有を図ります。

カ 専門的に相談できる体制の構築

保護者に対して、専門医療機関や、食物アレルギー対応に関する情報を提供します。必要に応じて不安を解消するケアを行うことや除去食で不足する栄養等など、家庭で適切な生活が送れるように、サポートすることも重要です。

キ 教育委員会等や学校の管理下でない場所（学童保育等）での対応

教育委員会等や学校の管理下でない場所（学童保育等）においても、食物アレルギー対応が必要なことがあります。これらの関係者に対しても、必要に応じて関係機関と協議し、研修会への参加や、保護者の同意を得て食物アレルギーを有する児童生徒に関する情報の共有など、適宜対応することが望まれます。